

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改

正する規則

(疾病・感染症対策課)

一

告 示

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

二

○保安林の指定の予定(二件)

(森林整備課)

二

○道路の供用開始(二件)

(道路課)

三

○土地区画整理事業の施行の認可

(都市計画課)

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

規 則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三号

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則(平成三十年宮城県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)第二条第一号及び第二号」を「個

人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一号及び第三号」に改める。
別表七十五歳以上の項及び同表備考中「一割」の下に「又は二割」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
丸森町国民健康保険丸森病院	丸森町字鳥屋二十七番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町一番一号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野二丁目十一番十二号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
安田病院	仙台市宮城野区小田原二丁目二番四十号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
仙台オーブン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目二十二番一号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
中嶋病院	仙台市宮城野区大槻十五番二十七号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町一丁目一番一号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町二丁目四十三番三号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
広南病院	仙台市太白区長町南四丁目二十番一号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日

坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
赤石病院	塩竈市花立町二十二番四十二号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
宮城利府掖済会病院	利府町森郷字新太子堂五十一番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
徳永整形外科病院	大崎市古川北町二丁目五番十二号	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中江南二百七十八番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日
石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山七番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日

○宮城県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二一〇一三三	福祉人財養成学院 石巻市大街道南四丁目六番二十号	就労移行支援	愛さんさん宅 食株株式会社	令和五年一月三十一日

○宮城県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢虚空蔵五六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字小手一七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市渡波字須崎浜七番一七地先から 同市渡波字大浜九番一六地先まで	令和五年 二月三日

○宮城県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	若柳築館線	栗原市若柳字川南新街道下七番五地先から 同市若柳字川南新街道下四二番三地先まで	令和五年 二月六日

○宮城県告示第六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
株式会社鴻池組 東北支店

二 事業施行期間

令和五年二月三日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

宮城郡利府町赤沼字越戸、赤沼字放森及び赤沼字明ヶ沢の各一部
土地区画整理事業の名称
利府町明ヶ沢土地区画整理事業

四 事務所の所在地

仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号

五 施行認可の年月日

令和五年一月二十六日

六 施行者の住所

仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所に掲示して行う

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和五年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名 黒川郡大衡村大衡字河原六十五番十五、六十五番十六、六十五番十七

黒川郡大衡村大衡字河原六十四番地五

早坂 輝夫
早坂 文志